

# はじめに

本書を手に取っていただきありがとうございます。

私は障害年金を専門に扱う社会保険労務士として日々活動をしています。

仕事柄、病気やケガなどによって困難を抱える方やそのご家族、そして支援をされている多くの福祉関係の方や専門家の方と日々お会いしています。その中で、困難な状況を抱える方のご苦労や、そういう方々に寄り添い続けるご家族・関係者の方々のお気持ち・スキルに圧倒されています。

しかし、どうしても社会保障制度の活用という点においては、苦労なさっていることが多いように感じています。障害年金の相談をお受けする中でも、他の社会保障制度を知らない方や活用法に悩んでいる方も多く、一般の方が多くの制度をうまく活用するのは、非常に難しい現実があると実感しています。

日本には病気、ケガ、失業、出産、死亡など何かあったときに、利用できる制度が数多くあります。まだまだ課題もありますが、うまく活用できればとても役に立つ、よく考えられた制度が多いことも事実です。これらは組み合わせると相当よいものになるように設計されています。

しかしそれの制度の管轄が縦割りになっており、申請先もバラバラであるため、1つの制度をうまく利用できたとしても、総合的な話はどこに聞けばよいのかわからないという状態になっているのです。

社会保障は基本的に申請主義である以上、自分から申請をしなければ、その制度はないのと同じです。ここに、社会保障の大きな問題があります。

本書はこの問題を少しでも改善できるよう、令和4年1月1日現在の法令に基づいて、各制度の詳細解説はあえて省き、社会保障制度の総合的な活用方法に着目して記載しました。

社会保障制度は各個人の状況、それらを取り巻く環境等々によって変化するため、画一的な活用方法はありません。

それだけに、どうすれば読者の皆様にとってわかりやすい書籍になるのかとても悩みました。その結果、事例をもとに解説することで、より理解が深まるのではないかと考え、事例解説という形で執筆することにしました。

しかし、ここに書かれている事例によく似た状況でも、本書のとおりに制度を活用すればよいとは限りません。生年月日や性別など、少し違うだけで全く違う答えがあるかもしれません。社会保障は一人ひとりの状況に応じ、オーダーメイドのようにして活用することが求められているのです。

正解がない社会保障制度の総合的な活用方法を執筆するには非常に勇気が必要でした。異論、反論がある方もいらっしゃることでしょう。

しかし、本書が何かのヒントになり、1人でも多くの方のお役に立つことができればこれほどうれしいことはありません。

最後に、本書を作成するにあたり、多くのご尽力をいただきました株式会社日本法令の小原絵美様、田村和美様、そして監修をしていただいた高橋裕典先生、イラストを描いていただきました片岡萌子様に感謝の意を申し上げます。

令和4年3月

社会保険労務士・社会福祉士 藤岡 夕里子

# ■本書の活用方法■

事例は全部で 10 あります。

まずは事例のお話部分だけ読むことをお勧めします。

わかりにくいと思われる点については、【くま先生】と【こはるさん】の会話形式（トーカー＆スタディ）で説明していますので、事例内の説明と併せて必要に応じて読むことで、理解を深められます。

くま先生は、「確認して」「相談して」ということを何度も繰り返し言っています。なぜなら、社会保険は年齢や性別、家族構成などちょっとしたことで条件が異なることがあるのです。だからこそ、それぞれのケースにより確認・相談が必要なのです。

確認先・相談先につきましては、年金事務所・街角の年金相談センター（年金）、ハローワーク（雇用保険・職業訓練）、全国健康保険協会（傷病手当金）に、また障害者手帳の取得等に関しては市区町村役場などにお問い合わせください。

## ■登場人物紹介■

### 【くま先生】



社会保障制度について詳しい先生。みんなにちゃんと伝わるようにわかりやすく説明するよ。

### 【こはるさん】

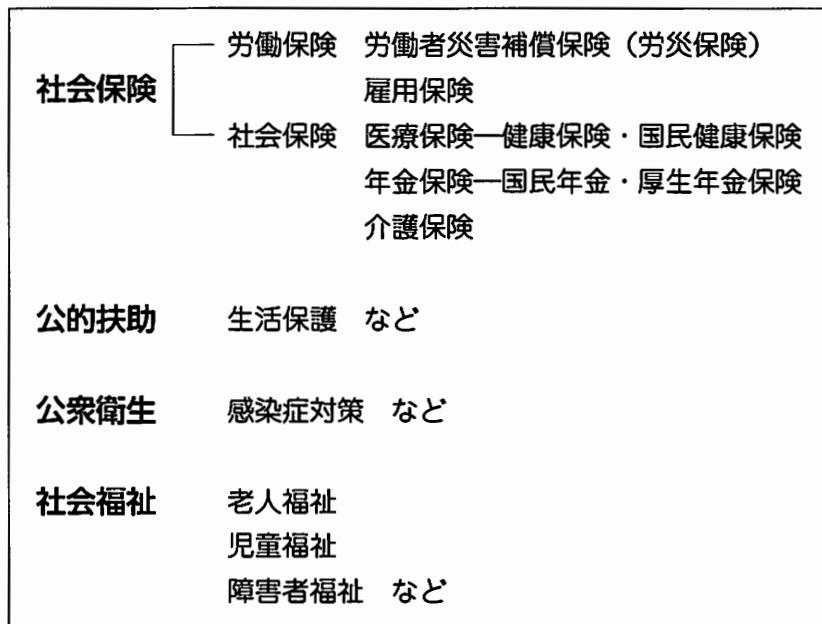


社会福祉士をめざす大学生。困っている人の役に立てるよう、くま先生に弟子入りして社会保障制度を勉強中。

# 社会保障制度とは

国民が健やかで安心できる生活を確保するために行われている制度です。

どこまでを社会保障・社会保険というのかは解釈の違いがありますが、本書では、社会保障を以下の4つの制度に分け、使用しています。



## ■労働者災害補償保険の概要（原則）

仕事中または仕事が原因のケガ・疾病  
通勤中のケガ } に対する保険給付を行う

- ・仕事中や通勤中以外の病気・ケガに対しては健康保険が適用される

## ■健康保険の概要

- ・療養の給付、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金等がある
- ・傷病手当金は被扶養者や市区町村国民健康保険組合の被保険者は受給できない

## ■医療保険の役割に着目した分類

分類	業務上の病気・ケガに対応する	業務外の病気・ケガに対応する
職域型保険 (主に会社員)	労働者災害補償保険	全国健康保険協会・健康保険組合・国民健康保険組合
地域型保険 (主に自営業や無職の人)		市区町村国民健康保険

※ 75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入（一定の障害がある65歳以上の方も加入できる）

## ■雇用保険の概要

- ・失業・教育訓練・就職促進等に対する給付。労働者の生活と雇用の安定を図る目的
- ・失業の予防などに対する助成金等の事業

## ■公的年金の概要（原則）

### ●加入（国民年金）

第1号被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の第2号・第3号被保険者以外の方

第2号被保険者：職場で厚生年金に加入している会社員・公務

員の方（原則 65 歳未満）

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている 20 歳以上  
60 歳未満の配偶者（収入要件あり）

●加入（厚生年金保険）

70 歳未満の会社員・公務員の方（短時間勤務者でも一定の条件を満たすと加入者になる）

●年金受給

- ・一定の年齢になったときに受給できる年金……老齢基礎年金・老齢厚生年金
- ・亡くなったときに遺族が受給できる年金……遺族基礎年金・遺族厚生年金
- ・病気やケガが原因で一定の障害状態になったときに受給できる年金……障害基礎年金・障害厚生年金



# 第1章 がんと就労と社会保障

## 事例1 がんと診断：今後の生活は？



- 1 がん相談支援センターで今後のこととを相談しよう ————— 2
- 2 仕事を長期間休むときには「傷病手当金」で所得保障？ ————— 3
- 3 傷病手当金を使うか使わないか、慎重に判断しよう ————— 3
- 4 「傷病手当金」：実際に受給している人の状況は？ ————— 4
- 5 市区町村国民健康保険の加入者や被扶養者には傷病手当金はない — 5
- 6 有給休暇はどう使う？ ————— 6
- 7 高額療養費の限度額適用認定証を取得、自己負担を最小限に。  
同時に民間の医療保険の補償内容を確認 ————— 6
- 8 仕事と治療の両立と言われても…… ————— 7
- 9 治療と仕事の両立支援 ————— 8
-   トーカー＆スタディ 8
- 10 再発を告げられ、退職を考えた ————— 10
- 11 退職の前に休職という選択（3日間の待期期間完成前に辞めると  
傷病手当金が受給できないこともあるので注意）————— 10
- 12 傷病手当金受給 ————— 10
- 13 障害者手帳交付申請。ストーマ装具等の購入費の給付 ————— 11
- 14 障害年金を請求 ————— 11
- 15 障害年金の請求を社会保険労務士に相談 ————— 12
- 16 求職活動ができるようになれば失業保険の受給ができるかも — 12
-   トーカー＆スタディ 13
- 17 障害年金受給 ————— 14
- 18 退職後の健康保険と年金 ————— 15
- 19 国民年金保険料「失業等による特例免除」がある ————— 16

20 健康保険の扶養に入る枠はけっこう広い	18
21 市区町村国民健康保険には保険料減免がある	18
22 再就職をめざし、基本手当を受給しながら就職活動	18
23 障害者など、就職困難者として認定されればより有利な基本手当 が受給できるかも	18
24 雇用保険の基本手当を残して就労したら、再就職手当や就業促進 定着手当が受給できるかも	19
25 65歳になれば、老齢厚生年金と障害年金をどう組み合わせて受 給するのか	19

## 第2章 精神障害と社会保障

### 事例2 発達障害：退職



1 休職すると収入がなくなる？ 解雇される？ 心配なことばかり	23
2 自立支援医療を使うと医療費が安くなる	23
3 しっかりと休養するために周りの人ときちんと話してみて	24
4 復職はあせらずに 支援を受けながら	24
5 発達障害の特性に対する配慮とは	24
  トーカー＆スタディ	25
6 障害特性を活かした仕事ぶり	27
7 カウンセリングの効果	27
8 うつ病を発症するまで	28
9 再休職。傷病手当金受給開始	29
10 精神障害者保健福祉手帳の取得で福祉サービスの利用がスムーズ に	30
11 初診日から1年6か月経過で障害年金の請求が可能	30

12 傷病手当金を退職後も受給	31
13 退職後の健康保険と年金	32
 <b>トーキング＆スタディ</b>	33
14 求職活動・職業訓練の前に	36
15 ハローワークで求職の申込み。就職困難者として基本手当受給	36
16 基本手当の受給期間延長の申請。基本手当受給開始	37
17 公共職業訓練を受講	37
18 障害年金支給停止	38
19 両親の想い	39
20 就労の支援を受けながら、再就職	40

### 第3章 老齢年金と その他の社会保障制度

#### 事例3 失明の危機：老齢年金との調整



1 いきなり退職、ではなく有給休暇などを活用	43
2 退職したらまずは年金事務所？	43
3 仕事ができない状態であれば基本手当は受給できない。傷病手当金や障害年金の活用を検討	44
4 退職後でも要件にあてはまれば傷病手当金を請求できる	45
5 まずは傷病手当金請求	45
6 傷病手当金と60代前半の老齢厚生年金の支給調整	46
 <b>トーキング＆スタディ</b>	47
7 福祉サービスの利用	49
8 介護保険利用のために要介護認定。障害福祉サービス利用のため に障害者手帳取得	49



## トーク＆スタディ 50

9 障害者特例と障害年金	53
10 雇用保険の基本手当受給時には年金の選択も再検討	57
11 就職	58
12 65歳時に複数の年金受給権利があれば年金事務所で受給方法の再検討を	58

## 第4章 病気の後遺症による障害

### 事例4 脳出血が原因で半身不随



1 休職に向けて	65
2 ソーシャルワーカーと面談。困ったときにはいろいろな制度がある	65
3 医療費が高額になりそうなときには、まずは高額療養費・限度額適用認定証の申請	66
4 就労不能の病状が続くようなら傷病手当金受給の検討を	66
5 1年6か月までは傷病手当金。それ以降は障害年金？	67



## トーク＆スタディ 68

6 年齢が若くても病気の種類によっては要介護認定が受けられる可能性も	70
7 退院に向けて、自宅の環境整備を	71
8 身体障害者手帳の取得のメリット	71
9 退院そして新しい生活へ	72
10 新しい生活は本人も家族も手探りに。うまくいかないことも多い	72
11 退職後の傷病手当金を受給する際の注意点	73

12 デイサービスの利用	74
 <b>トーク＆スタディ</b>	75
13 介護保険の利用	77
14 障害年金の申請	78
15 雇用保険の基本手当は退職後1年以内に受給終了しなければいけないの？	79
16 受給期間延長の申請と就職困難者	80
17 障害者雇用で再就職	82

## 第5章 家族の介護が必要な状態になったら

### 事例5 親が認知症で要介護状態



1 まずは相談	85
2 介護休業をまずは利用して介護の環境を整えよう	85
3 介護保険を利用するためには要介護認定を受けよう	86
4 介護計画書（ケアプラン）作成	86
5 清子さんの認知症状が悪化	88
6 悪化時には区分変更の申請、サービス量を増やして対応	88
7 家族が疲弊しているときにはショートステイの利用を検討	89
8 介護計画書（ケアプラン）の再検討。在宅か？ 施設か？	89
9 本人と家族の想い	90
 <b>トーク＆スタディ</b>	90
10 ぎりぎりの生活	92
11 経済的負担の軽減策はないか	93
12 清子さんが心筋梗塞発症、糖尿病悪化	94

13 医療措置が必要な人には、介護施設ではなく介護医療院がある	— 94
14 介護医療院	— 94

## 第6章 老後の生活と社会保障

### 事例6 定年退職



1 紹介	— 98
2 年金事務所では将来の年金額の試算ができる	— 99
3 年金を早く受給できる繰上げ請求はデメリットがある	— 100
4 厚生年金に加入して働きながら年金を受給すると年金額が減る場合がある	— 101
5 60代前半の老齢厚生年金は繰下げできない	— 102
6 障害者特例の対象ではないか確認	— 102
7 障害年金の受給の可能性	— 107
8 社会保険労務士に相談	— 107
9 障害年金と老齢年金と雇用保険	— 110
10 障害状態の悪化。障害年金の額改定請求	— 111
11 65歳以降。老齢年金と障害年金	— 112
12 一定の障害がある場合、75歳前に後期高齢者医療制度に加入できる	— 113
13 基本手当と老齢年金の併給ができる場合	— 113

## 第7章 失業に対する社会保障

### 事例7 会社が倒産



- |  |     |
|--|-----|
| 1 雇用保険の基本手当をすぐに受給するために                     | 119 |
| トーカー＆スタディ                                  | 120 |
| 2 社会保険料の支払いができない                           | 121 |
| 3 国民年金保険料の特例免除、市区町村国保の保険料減免                | 121 |
| 4 賃貸住宅の家賃は住宅確保給付金を利用                       | 123 |
| 5 マイホームローンも相談しよう：弁護士や司法書士などに相談する場合は法テラスの利用 | 123 |
| 6 倒産前の給料をもらっていない場合、未払賃金立替払制度が利用できるかも       | 124 |
| 7 雇用保険の基本手当受給中に入院。そんなときは傷病手当と高額療養費         | 125 |
| 8 健康第一！                                    | 126 |
| 9 職業訓練を受けると基本手当の受給期間が延長される！                | 127 |

## 第8章 配偶者の死亡による母子・父子家庭への社会保障

### 事例8 夫が死亡 残された妻子



- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1 どんな制度があるのか役所で相談してみよう          | 132 |
| 2 仕事中の事故が原因の場合、労災保険（遺族補償年金）の受給が |     |

できる	133
3 公的年金から遺族年金の受給。遺族年金は遺族厚生年金と遺族基礎年金がある	133
4 公的なお金は同時受給できないことがある！？	135
5 死亡時に厚生年金に加入していないても遺族厚生年金を受給できる場合がある（姉の夫の場合）	135
6 30歳未満の子のない妻は遺族厚生年金が受給できる期間が短い！？	137
7 障害厚生年金を受給している人が亡くなった場合の遺族年金（いとこの場合）	137
8 子どもの障害の有無も遺族年金の受給期間などを左右することがある	138
  トーク&スタディ	140
9 母子家庭への支援制度	143
10 母子家庭には医療費助成や資金の貸付けもある	145
11 子どもの学用品や給食費に対する支援：就学援助制度	145
12 母子家庭の就労相談はハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターでもできる	145
13 高等職業訓練促進給付金	146
14 ひとり親家庭等日常生活支援事業	147

## 第9章 障害のある子への社会保障

### 事例9 知的障害のある子どもの将来が不安



1 発育・発達が遅いと言われたら療育に通う選択肢も	153
2 保育園で加配保育	154

3 小学校には特別支援学級や通級という制度、特別支援学校もある ので、よりよい選択を	154
4 療育手帳の取得で福祉サービスの利用がスムーズに	155
5 特別児童扶養手当、特別支援教育就学奨励費を受給できる場合が ある	155
6 中学・高校進学時に特別支援学級か特別支援学校など選択	155
7 高校進学の選択肢はさらに多い	156
8 卒業後、障害者雇用就職	157
9 就職困難者として雇用保険の基本手当を受給	158
10 就労移行支援施設など、福祉制度の利用も考えて	158
11 障害年金の請求と金銭管理	159
12 親が一生面倒をみることはほぼできない。成年後見制度や家族信 託などの活用を考えて	159
13 障害者扶養共済制度・生命保険信託と、生命保険の違い	161
14 自宅を出る方法は1人暮らしだけではない	161
15 1人暮らしへのチャレンジは、家族だけではなく多くの人の力を 借りて	162
  トーカー＆スタディ	163
16 制度をうまく利用できなかった優馬君	165
17 身体障害のある子どもには、別の給付もある	166

## 第10章 最強の社会保障 生活保護

### 事例10 持病が悪化。仕事ができず アパートを追い出されそう



1 国民年金の保険料を払わないまま放置していた代償は大きかった – 171

2 個人事業主は会社員とは違い、自分でいろいろな補償を準備しな ければいけない	173
  トーク＆スタディ	173
3 社会福祉協議会という相談場所	174
4 どうすることもできないときには生活保護を	175
5 病院の費用がない場合、無料や低額で診療してくれる制度がある	175
6 1人暮らしができない生活保護の人には救護施設がある	176
7 障害者用のグループホームに移住	176
  トーク＆スタディ	177

イラスト／かたおか もえこ



## がんと就労と 社会保障

病気は突然やってきます。

病気になったとき、家族のこと、仕事のこと、治療のこと、命のこと……何から考えればよいのか、何をどうすればよいのかわからずには不安で仕方がないと思います。

そのようなとき、社会保障は何があり、どう使えるのか、それを使おうためにどのような手続きをしなければならないのか、事例を通して考えていきます。



# 事例 1 がんと診断： 今後の生活は？

鈴木健一さん（53歳）は、会社の健康診断で異常を指摘され病院で精密検査を受けました。その結果大腸がんと診断されました。治療が最優先ということはわかってはいるのですが、専業主婦の妻、大学生・高校生の子どもがいる健一さんは、仕事や生活など、今後のことを考えると不安で仕方がありません。

## この事例のキーポイント

- がんの相談 → がん相談支援センター
- 治療費や生活の相談等病院の相談員 → 医療ソーシャルワーカー
- 健康保険に加入している人が病気やケガで仕事ができない → 傷病手当金
- 医療費が高額になりそうな場合 → 高額療養費 限度額適用認定証
- 治療と仕事の両立のために → 産業保健総合支援センター
- 病気やケガなどで障害が残った場合 → 障害年金
- 仕事を辞めた場合 → 雇用保険 基本手当
- 仕事を辞めてもすぐに次の仕事ができない場合 → 受給期間延長
- 雇用保険の基本手当を受けることになったが障害などの理由で、なかなか次の仕事が見つかりそうにない場合 → 就職困難者

## 1 がん相談支援センターで今後のこととを相談しよう

健一さんの受診した病院は、がん診療連携拠点病院に指定されており、がん相談支援センターが併設されていました。健一さんは、まずは妻と一緒にセンターに相談に行くことにしました。

実は病気を告知されたとき、不安そうな健一さんたちの様子を見て、医師がセンターに相談するよう勧めてくれたのです。

しかし相談に行くといつても、漠然とした不安としかいいようなく、何を相談してよいのかもわかりません。

センターに着くと、相談員で医療ソーシャルワーカー（MSW）の山田さんが出てきました。MSWの山田さんは健一さんや妻の由美子さんの不安そうな様子を見てこう話し始めてくれました。

「突然がんと診断されて、さぞ不安だったと思います。これからは、治療のこと、経済的なこと、生活のこと、なんでも相談してくださいね」。

健一さん・由美子さんには、なんともいえない安心感と同時に、現実的な不安感が重なるように襲いかかってきました。

## 2 仕事を長期間休むときには「傷病手当金」で所得保障？

健一さんは部長を務めており、大切な仕事を任せられています。手術となると仕事を長期間休まなければなりません。責任感の強い健一さんは、会社に迷惑がかかることを最も心配していました。報告を聞いた会社の上司は、「身体が一番大切だから遠慮なく休んで、しっかり治療をするように」と言ってくれました。健一さんはその言葉を胸に、治療をがんばろうと誓いました。

しかし、その間は給料がなくなるうえに、医療費が重くのしかかってきます。経済的な問題をどうするか悩んでいたところ、会社から傷病手当金というものがあることを教えてもらいました。傷病手当金は、労務不能と認められ、病気やケガで給与が支給されず会社を休んだときに支給されるものです。

## 3 傷病手当金を使うか使わないか、慎重に判断しよう

しかし、そのことを聞いたMSWの山田さんは、傷病手当金の受給は慎重にするようにアドバイスしました。

というのも、今回の手術は、約2週間の入院が予定されています。その後、自宅療養を経て2か月後には復職が見込まれます。2か月間医師が就労不能と認めた場合は受給できますが、その後復職した場合は、傷病手当金は受給できないと同僚から聞かされていたのです。そうすると、今回請求すると長くても2か月分の受給しかできない可能性もあったのです。(令和3年12月31日以前は基本的に1つの傷病につき1回のみ、受給し始めてから1年6か月の期間の中で、医師が労務不能と認めて休職した日の分しか受給できないとされていました。)

しかしこの点は改正され、1年6か月を超えて休職になっても通算して1年6か月分が受給できることになったのです。そのため、すぐに受給しても損をするわけではありません。しかし、経済的に困窮しているわけではなければ、後で経済的に必要になったときに請求する方法もあるとのことでした。また、2年以内であればあとから請求することもできるとのこと。

健一さんは悩んだ結果、今回はとりあえず請求しないことにしました。

#### 4 「傷病手当金」：実際に受給している人の状況は？

同じ病室には、がんと診断されて、そのまま会社を退職するつもりの橋本さんがいました。橋本さんは、MSWの山田さんから、退職するのであれば、まずは有給休暇を取り、その後傷病手当金を受給してから、退職するようアドバイスを受けていました。

橋本さんの場合は病状が思わしくなく、今後もきびしい抗がん剤治療が続くことが見込まれることから、有給休暇と傷病手当金を併せ、できるだけ長い期間、収入を得ながらしっかり治療するのがベストではないかと考えていたのです。

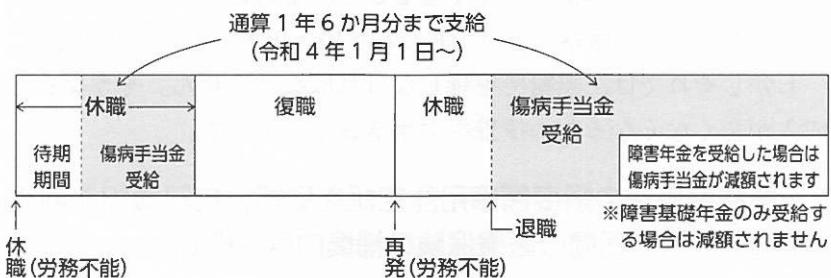
健一さんに別のアドバイスをしたのは、状況が違ったからです。がんの転移などもなく、会社の配慮も受けられそうだということ、

何よりも復職の意思が固いことなどから、山田さんは橋本さんとは違う方法をアドバイスしたのです。

## 5 市区町村国民健康保険の加入者や被扶養者には傷病手当金はない

同じ病室には、橋本さんの他に中山さんもいました。中山さんは自営業なので国民年金、市区町村国民健康保険の加入者でした。自営業ということもあり雇用保険にも加入していません。

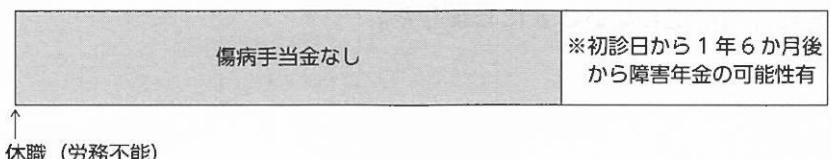
### ○健一さん…治療期間が短い見込みの場合（会社で協会けんぽ加入）



### ○橋本さん…治療期間が長くなる見込みの場合（会社で協会けんぽ加入）



### ○中山さん…自営業の場合（国民健康保険）



中山さんは、自分は傷病手当金がもらえない、雇用保険もないの  
で大変だ、という話をしていました。

健一さんは、市区町村国民健康保険の加入者や健康保険の被扶養者には傷病手当金がないことをこのときはじめて知りました。そして同じ病気になっても、人によって受けられる保障は全く違う、ということを痛感したのです。

## 6 有給休暇はどう使う？

健一さんは、今回の入院には有給休暇を取ることも考えました。  
しかし、MSW の山田さんから、今後の抗がん剤治療で、たびたび  
休みを取得しなければならなくなること、そのときに有給休暇を使  
うほうが心理的に休みやすいかもしれないとアドバイスされました。

しかしそれでは、無給で療養しなければなりません。そうなると  
収入が全くなくなるため療養中の生活費が心配です。

## 7 高額療養費の限度額適用認定証を取得、自己負担を最小 限に。同時に民間の医療保険の補償内容を確認

そこで入院中の医療費に関しては高額療養費の限度額適用認定証を申請し、多くの自己負担金を支払わずに済むように手続きをしました。

また、MSW の山田さんから、民間の医療保険をかけていないか  
聞かれ、若いころからかけていた医療保険とがん保険があることを  
思い出しました。一時金を含め、がん保険と医療保険の給付を受けると、  
ある程度まとまった金額が入ることになります。手術などの  
医療費と当分の生活費はそれでなんとか賄えることになったので、  
有給休暇は使わないことにしました。

## ■高額療養費

(例. 100万円の医療費で、本来の窓口負担(3割)が30万円の場合)

医療費 100 万円		
本来の窓口負担 30 万円		
自己負担 限度額 87,430 円	高額療養費 212,570 円	療養の給付 70 万円



### 自己負担限度額

$$80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% = 87,430 \text{ 円}$$

※4回目以降、限度額=44,400円

この例によれば、実際の窓口での支払額は87,430円となります  
(年齢、所得により計算式は異なります)

(注)患者の希望によってサービスを受ける差額ベッド代などは  
高額療養費の支給対象となりません (=自己負担)

限度額適用認定証を  
提出した場合 → 窓口負担額 87,430 円

限度額適用認定証を  
提出しない場合 → 窓口負担額 300,000 円

(手続きをすれば後ほど212,570円の払い戻しを受けることができる)

## 8 仕事と治療の両立と言われても……

健一さんの手術は無事成功。順調に回復し、退院の日も近づいてきました。

しかしこれからは、抗がん剤、放射線治療を中心とした治療をしなければなりません。そのためたびたび会社を遅刻、早退、欠勤す

ることになります。また副作用もあるため病状次第では再度休職することもあり得ます。医師から治療の際には会社に配慮をしてもらえるよう、話をしておいてくださいと言われました。しかし会社に何をどう言えばいいのかわかりません。健一さん自身、以前部下から「病気だから配慮してほしい」と言わされたことがありましたが、そのときは何をどう配慮すればいいのかわからず、結局何もできなかつたことを思い出しました。「配慮してほしい」と言えば、昔の自分と同じように上司が対応に苦慮することになるだろうと、何も言い出すことができませんでした。

## 9 治療と仕事の両立支援

そのことを聞いたMSWの山田さんは、産業保健総合支援センターに相談することをアドバイスしました。産業保健総合支援センターでは治療と仕事の両立支援を行っています。希望すれば、両立支援促進員が会社に出向き、医師からのアドバイスなどをきちんと伝えてくれるなど、個別調整支援をはじめ、様々な支援を行ってくれるというのです。健一さんは、会社の上司とも相談し、治療と仕事の両立支援を受けることにしました。

両立支援は本人、会社、病院の3者を調整し、  
継続就労を推し進める制度。ぜひ利用して。



### トーク&スタディ



治療と仕事の両立支援って何ですか？



がんなどで治療をしている人が仕事を続けようとしても、会社もどうしていいのかわからない。本人も周りに迷惑をかけてし

まうのでやめなければならないと思ってやめてしまうことが多いんだ。

でも病気は誰の身にもいつでも降りかかる可能性がある。そんなときに、会社と医師と本人の間に立って、症状や治療の状況、今後の見通しを伝えたり、医師の意見や本人、会社の意向を確認したりする。そのうえでよりよい働き方をみんなで探っていくんだ。会社への助成金など、いろいろな制度もある。会社が一方的に配慮しなくちゃ、というものではなく、こういう助成金も上手に活用して、会社の負担にも配慮しなければ、制度はなかなか広がらない。

当然これらの活用なんかも会社に提案したりするんだよ。



よくわからないけど、なんかよさそうですね。でも治療費とか大変なときに余計にお金がかかるなら使うのはためらってしまいそう。



治療と仕事の両立支援は産業保健総合支援センターというところが無料で行っているよ。

会社にどう話していいのかわからない人も、従業員に病気の人がいてどう対応すればいいかわからない会社の人も、気軽に相談すればいいんだよ。



治療している人が、会社に自分から「病気なんだから配慮して」とか、会社の人が本人に「病気のことを詳しく話して」とは、なかなか言いにくいもんね。



本来、そういうことも言い合えるのが理想的なんだけどね。現実的にはなかなか難しいね。



そういう意味でもこの制度はうまく利用したいですね。

## 10 再発を告げられ、退職を考えた

健一さんは、副作用に苦しめられながらもなんとか抗がん剤などの治療を継続していました。

その後は月に一度の経過観察のための受診を続けていました。有給休暇が利用できたので比較的気持ちは楽に休むことができました。しかし1年後、再発を宣告されてしまいました。

再手術では人工肛門をつけなければなりません。さらに再度抗がん剤治療、放射線治療を受けなければならないこと、そして治療期間は前よりも長くなることを医師から説明されました。健一さんはその話を聞き、非常にショックを受けました。そして精神的にも体力的にも、もう仕事を続けることはできないと感じ、退職しようと考えました。

## 11 退職の前に休職という選択（3日間の待定期間完成前に辞めると傷病手当金が受給できないこともあるので注意）

その気持ちを聞いたMSWの山田さんは、次のように提案しました。今回の入院前に会社を辞めるのではなく、まずは休職して入院し、その間落ち着いて考えて、やはり考えが変わらなければ傷病手当金を受給して、その後退職するほうがよいのではないか、とのことです。

## 12 傷病手当金受給

健一さんはアドバイスどおり休職して、入院・手術をすることになりました。復職するかしないかは、退院する時点で会社と相談して判断することにしました。この時点では、以前に比べ、生活費がかなり厳しくなっていたので、傷病手当金を受給することにしました。

今回の請求では、前回の手術のときに休んだ2か月分も含めて



## 著者・監修者略歴

### ■著者

#### 藤岡 夕里子（ふじおか ゆりこ）

社会保険労務士、社会福祉士、両立支援促進員

佛教大学社会学部社会福祉学科卒業。

社会保険労務士事務所にて5年修行の後、平成23年2月、障害年金専門の社会保険労務士として独立開業。令和4年2月、社会保険労務士法人心陽（こはる）設立。障害年金関係業務・講演活動を行っている。

共著に『Q & A 実務家が知っておくべき社会保障 障害のある人のために』（日本加除出版）がある。

### ■監修

#### 高橋 裕典（たかはし やすのり）

社会保険労務士

平成14年3月法政大学法学部法律学科卒業。平成14年4月から平成20年3月まで社会保険庁本庁、社会保険業務センターおよび社会保険事務所（現：日本年金機構および年金事務所）に勤務し、年金関係業務に従事。退職後の平成20年12月、埼玉県川口市にて高橋社会保険労務管理事務所（<https://www.slmo-takahashi.com/>）を開業し、企業の人事労務管理相談、障害年金を中心とした年金関係業務、執筆・講演など幅広く活動している。主な著書である『はじめて手続きする人にもよくわかる 障害年金の知識と請求手続ハンドブック』（日本法令）は、障害年金業務を行う社会保険労務士や支援者必携の1冊になっている。